議案第７８号

小田原市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

［改正理由］

受益と負担の適正化の観点から生涯学習センターの使用料の額を引き上げるため改正する。

［内　　容］

１　使用料の額の引上げ（別表関係）

施設の使用料の額を次のように引き上げることとする。（別表関係）

（　）内の数字は、現行の金額

区　　分			午前９時～正午	午後１時～午後５時	午後６時～午後９時３０分	午前９時～午後５時	午後１時～午後９時３０分	午前９時～午後９時３０分
本館	ホール	入場料（会費）を徴収する場合	円 15,600 (13,000)	円 20,400 (17,000)	円 20,400 (17,000)	円	円	円
		入場料（会費）を徴収しない場合	7,800 (6,500)	10,200 (8,500)	10,200 (8,500)			
	会議室等	大会議室	1,400 (1,200)	1,800 (1,500)	1,800 (1,500)	3,700 (2,700)	4,000 (3,000)	5,900 (4,200)
		第１会議室	450 (400)	600 (500)	600 (500)	1,200 (900)	1,300 (1,000)	1,900 (1,400)
		第２会議室	950 (800)	1,200 (1,000)	1,200 (1,000)	2,400 (1,800)	2,700 (2,000)	3,900 (2,800)
		第３会議室	450 (400)	600 (500)	600 (500)	1,200 (900)	1,300 (1,000)	1,900 (1,400)
		第４会議室	450 (400)	600 (500)	600 (500)	1,200 (900)	1,300 (1,000)	1,900 (1,400)
		視聴覚室	1,000 (900)	1,400 (1,200)	1,400 (1,200)	2,800 (2,100)	3,200 (2,400)	4,600 (3,300)
		和室	1,000 (900)	1,400 (1,200)	1,400 (1,200)	2,800 (2,100)	3,200 (2,400)	4,600 (3,300)
		茶室	350 (300)	450 (400)	450 (400)	950 (700)	1,000 (800)	1,500 (1,100)
		美術工芸室	1,000 (900)	1,400 (1,200)	1,400 (1,200)	2,800 (2,100)	3,200 (2,400)	4,600 (3,300)
		調理実習室	950 (800)	1,200 (1,000)	1,200 (1,000)	2,400 (1,800)	2,700 (2,000)	3,900 (2,800)
		楽屋	250 (200)	350 (300)	350 (300)	650 (500)	800 (600)	1,100 (800)

		暗室	150 (100)	150 (100)	150 (100)	300 (200)	300 (200)	450 (300)
		炉室	150 (100)	150 (100)	150 (100)	300 (200)	300 (200)	450 (300)
国府津学習館	第１会議室		450 (400)	600 (500)	600 (500)	1,200 (900)	1,300 (1,000)	1,900 (1,400)
	第２会議室		150 (100)	250 (200)	250 (200)	400 (300)	500 (400)	700 (500)
	大会議室		800 (700)	1,000 (900)	1,000 (900)	2,200 (1,600)	2,400 (1,800)	3,500 (2,500)
	実習室		150 (100)	250 (200)	250 (200)	400 (300)	500 (400)	700 (500)
	和室		250 (200)	350 (300)	350 (300)	650 (500)	800 (600)	1,100 (800)

２　その他

規定を整備することとする。

［適　　用］

令和９年４月１日以後の施設の使用に係る使用料について適用